肥料コスト低減取組支援事業実施要領

（制定）令和８年４月１日８農技第48号農政部長通知

（趣旨）

第１条　この要領は、肥料価格の高騰に直面する県内農業者の肥料コストの低減を促進するため、肥料コスト低減取組支援に要する経費に対して、知事が予算の範囲内で補助金を交付する事業について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号）及び農畜産業振興事業補助金交付要綱（令和４年３月24日付け３園畜第862号農政部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）みどり認定　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条に基づく認定

（２）みどり認定者等　長野県内に事業所を置き農業を営んでいる者のうち、みどり認定を受けた者又は認定申請中の者

（事業対象期間）

第３条　本事業の対象期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までとする。

（事業実施主体）

第４条　本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、長野県肥料高騰対策事業協議会とする。

（事業計画の申請及び承認）

第５条　事業実施主体は、本事業の実施前に、別記１第３の１に基づき提出を受けた取組計画書を取りまとめて事業計画書（様式第１号）を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。

２　事業実施主体は、事業計画の変更をしようとするときは、前項の手続に準じて知事の承認を受けるものとする。ただし、要綱第３第１項第１号のいずれにも該当しない軽微な変更を除く。

（概算払）

第６条　事業実施主体は、交付決定後に補助金の概算払を受けることができる。

（帳簿の整備）

第７条　事業実施主体は、本事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して５年

間保管しておかなければならない。

附　則
この要領は、令和８年４月１日から施行する。

（別記１）

助成事業

第１　事業内容

　みどり認定者等が行う肥料コスト低減に向けた機械等を導入する取組に必要となる経費を助成する。

第２　助成対象者、助成対象経費

別表に掲げるとおりとする。

第３　事業の手続

１　助成金の申請

（１）助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、単独又は共同で、事業実施主体が別に定める日までに、取組計画書（別記様式第１号）を事業実施主体に提出するものとする。

（２）申請者は、前号の取組計画書を提出するに当たっては、当該取組において仕入に係る消費税等相当額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

２　助成対象者の決定

　事業実施主体は、第５条の１の規定により承認を受けたのち、当該承認に係る取組の申請者（以下「助成対象者」という。）に対し、採択通知を送付する。

３　取組の着工

　助成対象者は、前項に定める採択通知の受領後に取組に着工するものとする。

４　助成金の不交付及び返還

（１）事業実施主体は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該助成金の全部若しくは一部を交付しないものとする。

ア　次項に定めるところにより助成金に係る取組を廃止した場合

イ　実際の取組内容が取組計画書の内容と異なっていたと認められる場合

ウ　別表取組１において、令和９年２月 28 日までにみどり認定を受けなかった場合

エ　２に定める採択通知の前に取組に着工した場合

オ　本要綱又は事業実施主体が定める内規に違反した場合

カ　虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

（２）事業実施主体は、（１）に定めるところにより助成対象者に返還させ、又は交付しなかった助成金について、事業対象期間中に当該助成金を用いて本事業を行ってもなお残余がある場合には、当該残余額を県に返還するものとする。なお、当該残余額を返還した後もなお交付対象者から助成金の返還がある場合には、事業実施主体は、速やかに知事に報告し、知事の指示に従って当該返還金を県に返還するものとする。

５　取組の廃止

　助成対象者は、やむを得ない理由により、助成金に係る取組を廃止するときは、取組を廃止

する旨を書面で事業実施主体に告知するものとする。

6　取組の完了

助成対象者は、助成金に係る取組を完了したのち、令和９年３月 10 日までに取組実績報告書（別記様式第２号）を事業実施主体に提出するものとする。

第４　証拠書類の保管

助成対象者は、本事業に関する全ての証拠書類及び経理書類について、本事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

第５　導入した機械の管理運営等

１　処分制限財産

事業実施主体は、助成対象者に対し、本事業により導入した単価 50 万円（税込み）以上の機械等（以下「処分制限財産」という。）を、次のとおり常に良好な状態で管理させ、必要に応じて修繕等を行わせ、その整備目的に則して最も効率的な運用を図らせるなど、適正に管理運営するよう指導するものとする。

（１）助成金の交付目的に沿った処分制限財産の適正な管理を行わせるため、事業実施主体は、助成対象者に対し、処分制限財産ごとに減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間を設定させるものとする。

（２）事業実施主体は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとする。

２　財産処分の手続

助成対象者は、処分制限財産について、前項（１）に定めるところにより設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に準じた財産処分として、事業実施主体に対し、財産処分の申請を行い、事業実施主体の承認を受けるものとする。なお、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ知事に報告し、その指示を受けるものとする。

３　災害の報告

事業実施主体は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく助成対象者に報告させるものとする。

別表（別記１　第２関係）

取組	取組主体	経費
１　肥料コスト低減に向けた機械等を導入する取組	みどり認定者等	化学肥料削減に資する機械（局所施肥機、肥料散布機、堆肥散布機等。トラクターに接続して使用するアタッチメント含む。）導入費
２　肥料コスト低減に向けて実施する土壌診断	みどり認定者等が組織する団体	土壌診断経費

（別記２）

推進事業

第１　事業の内容

助成金の交付及び関連する取組を推進するため、次に掲げる事業を実施する。

１　助成金等支払事業

事業実施主体は、助成対象者に対する進捗状況管理並びに助成金の確定検査及び支払事務を行う。なお、当該確定検査及び支払事務は次のとおり行う。

（１）事業実施主体は、助成対象者に対し、事業実績報告書と併せて、機械等の写真等の取組を実施したことが確認できる資料及び領収書等の支出実績が確認できる資料を提出させるものとする。

（２）事業実施主体は、（１）により提出された内容が、法令及び予算で定めるところに違反しないか、当該助成対象者が行った取組の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、当該助成対象者に交付すべき金額を確定するものとする。

（３）事業実施主体は、当該交付対象者に対し、交付金額を通知するとともに、当該助成対象者があらかじめ指定した金融機関口座に（２）で確定した金額を振り込むものとする。

第２　補助対象経費

第１に掲げる事業に必要な人件費及び振込手数料を補助対象経費とする。

第３　証拠書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する全ての証拠書類及び経理書類について、本事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保存するものとする。